実地指導における指摘事例

児童発達支援・放課後等デイサービス 編

目次 Agenda

01 運営基準について

02 報酬算定・請求について

03 その他連絡事項

(1) 勤務体制の確保



- ▶ 労働関係法令等で、事業者は従業者の勤務時間を把握する義務があります。
- ▶ 法人役員が児発管や児童指導員等を兼務する場合も、タイムカード等による 勤務時間の確認できる帳票類を整備してください。

指摘事例

- ✔ 基準となる人員(児童指導員・保育士)を1名常勤で配置していなかった
- ✓ サービス提供時間中、基準となる人員を1名しか配置していなかった
- ✓ 勤務すべき常勤時間数に達していなかった
- ✓ 直接支援業務をボランティアに委ねていた
- ✓ 従業者のタイムカードや出勤簿等帳票類等が整備されておらず、勤務時間が確認できなかった(法人役員も指摘の対象)

気をつけて!その超過 NGじゃない?



- ▶ 定員超過は原則禁止。
- ▶ (災害・虐待等で)やむを得ず定員を超過して受入れる場合も慎重に判断し、常態とならないようにすること。
- ▶ やむを得ず定員を超過した場合は、サービス提供記録にその内容・判断理由等が明確にわかるよう記載・保管。

イパントや事業所都合での 定員超過は

記錄かあっても NG



やむを得ず定員を超過して受入れた場合の注意点

(例) 定員10名の事業所で定員超過した場合

職員配置

利用者を11~15名受け入れた場合、基準となる人員を3名配置が必要。

加算

児童指導員等加配加算や専門的支援加算の対象職員を、基準となる人員の不足に充当した場合や、 基準となる人員を配置できない場合

→児童指導員等加配加算や専門的支援加算の算定 要件を満たさなくなる場合があります。(届出要)

定員超過は原則禁止



人員の重複に注意

通常時 定員超過なし





人員基準2名 プラスの人員=加配

定員超過あり



人買基準3名←プラスの人員かり 人買基準に加わる



(3) 加算の要件を満たさない場合の注意点

神戸市福祉局監査指導部

以下の場合、その日から児童指導員等加配加算や専門的支援加算等は算定できなくなります。

例①:人員基準を満たしていない (定員超過時を含む)

例②:加算の算定要件である常勤換算1以上を満たしていない など



≪届出に関するHP≫

https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kasantodoke.html

目次 Agenda

01 運営基準について

02 報酬算定・請求について

03 その他連絡事項



- ▶ サービスの提供時間が30分未満の場合は、原則として報酬請求ができません。
- ▶ 30分未満のサービス提供で報酬請求をした場合は、過誤返還の対象となります。

◀ 利用者の急病などによる欠席について、請求できる加算があります。

急病などによる欠席で相談援助を行った →欠席時対応加算

1回の欠席連絡で複数日の算定はできません。



(2) 児童指導員等加配加算・専門的支援加算の注意点

神戸市福祉局監査指導部

算定要件

基準となる人員を配置していることに加え、加算対象となる職員を常勤換算1以上配置。

指摘事例

- ▶ 基準となる人員を配置しておらず、算定要件を満たしていなかった。
- ▶ 定員超過や基準人員の休務等により加配職員を人員基準に充当したため、常勤換算 1 以上を満たさなくなっていた。

常勤換算方法とは

事業所の複数の従業者の勤務時間の合計を、常勤従業者の勤務時間で割った数を「常勤の時間」とみなして、換算することをいいます。

(例) 常勤従業者の4週勤務時間が160時間で非常勤の2人の勤務時間が Dさん88時間、Eさん80時間の場合 (88+80)÷160=1.05 → 「常勤換算1 | を確保



(3)個別支援計画への位置づけが必要な加算

- 神戸市福祉局監査指導部
- ▶ あらかじめ個別支援計画への位置づけと保護者の同意が必要です。
- ▶個別支援計画への位置づけや一連の手続きが適正に行われていない場合は、 過誤返還の対象となります。

個別支援計画への位置づけが必要な加算 (例) 医療連携体制加算 家庭連携加算 事業所内相談支援加算 個別サポート加算 延長支援加算 関係機関連携加算 ※加算を算定する場合は他の要件もあわせて確認してください。

目次 Agenda

01 運営基準について

02 報酬算定・請求について

03 その他連絡事項

神戸市HPに

『運営フォローアップ(全サービス共通編)』

『ホウデイノトリセツ』

※児童発達支援も対象

を掲載しています(全10回)

こんな方にオススメ

- ◇放課後等デイサービスや児童発達支援の運営に不安がある方
- ◇基準省令の基本的な内容を、わかりやすく知りたい方
- ◇子どもたちへの支援にあたって、戸惑いを感じてる方

掲載先

https://www.city.kobe.lg.jp/z/fukushi/shougaijshienn.html





- ▶児童発達支援や放課後等デイサービス事業所が、自己評価をHP等で公表することは義務です。 ^{令和6年度改正により、保育所等訪問支援も対象になります。}
- ▶ 自己評価を公表していない場合や神戸市に報告していない場合は減算の対象になります。
- <手順と専用フォーム>https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/jikohyoukakouhyou.html 13

(3)自動車で送迎する際の安全確保



- ▶ 送迎時の乗り降りの際、子どもの所在確認は必須です。
- ▶ シートが3列以上の車への置き去り防止装置の設置が義務化されます。(令和6年4月~)

< 国土交通省「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン >

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000433.html

